

2018年11月1日

取引先企業のみなさまへ

株式会社不動テトラ

週休2日実現に向けて（お願い）

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されることになり、時間外労働の上限規制（原則、月45時間、年360時間、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間）が導入されます。この上限規制については、建設事業においては法施行5年後（2024.4.1）まで適用が猶予されますが、その対応に向け、先ずは工事現場における週休2日を実現していくことが建設業界における喫緊の課題です。

一般社団法人日本建設業連合会（以下「日建連」という。）では、「週休二日の推進は建設業が魅力的な産業として将来にわたって担い手を確保するとともに、国民生活と経済を支える健全で逞しい産業への進化の途に着くための鍵となる取組みである」との認識の下、2017年12月、「週休二日実現行動計画」を策定し、現在、会員企業が一丸となってその取組みを進めております。

一方、国土交通省においては、建設業における週休2日の確保をはじめとした働き方改革をさらに加速させるため、長時間労働の是正、給与・社会保険、生産性向上の3つの分野における新たな施策をパッケージとしてまとめた「建設業働き方改革加速化プログラム」を平成30年3月20日付で策定し、その施策の展開を図りつつあります。

弊社としましても、日建連の「週休二日実現行動計画」を受け、これに沿って、「不動テトラ週休2日実現アクションプログラム」（別紙）を策定し、諸施策を検討・具体化・実施しているところであります。

つきましては、貴社におかれましては、下記の通り、日建連の方針及び弊社の「週休2日実現アクションプログラム」に基づく取組みについてご理解とご協力を賜りますとともに、再下請先様にも周知、要請をお願い申し上げます。

記

1. 下請契約における取組み

<弊社の取組み>

- ① 週休2日実現に向け、4週6休～8休（閉所）を前提とした工期設定と見積依頼の徹底に努めます（各工事の見積依頼書に「○週○休を前提とする」旨を記載しております。）
- ② 上記の見積依頼に基づく見積書を踏まえ、下請先と協議の上、法定福利費を含め、適切な請負代金で決定します。

<貴社への要請>

- ① 見積依頼書に記載の週休を前提に見積書を検討、提出下さい。
- ② 再下請負先に対して、弊社と同様に見積依頼を行い、再下請負先と協議の上、法定福利費を含め、請負代金で決定して下さい。

2. 優良協力会社への支援

＜弊社の取組み＞

- ① 優良な協力会社に対し、重点的かつ継続的な下請発注に努力します。
- ② 生産性向上や正社員化、多能工化、月給制への移行等に取り組む協力会社を支援します。
- ③ 建設技能労働者の育成・支援制度や研修の紹介など協力会社の建設技能者の資格取得、育成を支援し、これに協力します。
- ④ 上記の取組みを進めるため、協力会組織の強化と協力会との連携・協調に取り組みます。

＜貴社への要請＞

- ① 生産性向上や正社員化、多能工化、月給制への移行、建設技能者の資格取得、育成に努めて下さい。
- ② 再下請負先に対して、弊社の取組みと同様に、支援・協力して下さい。

3. 生産性の向上

＜弊社の取組み＞

生産性向上に向けた I T、I C T の活用や工事現場における作業事務の効率化等の業務改善に取り組みます。

＜貴社への要請＞

弊社の生産性向上や業務改善の取組みにご協力いただくとともに、貴社においてもその努力をお願いします。

4. 重層下請構造の改善

＜弊社の取組み＞

生産システムの合理化、生産性向上や建設技能者の処遇改善に向け、重層下請構造の改善を目指し、行き過ぎた重層下請構造の改善に努めます。

弊社においては、理由がある場合を除き、原則として 2 次下請までとするよう各協力会社に要請します。

＜貴社への要請＞

- ① 再下請負先に対し、理由がある場合を除き、原則 2 次下請までとする旨の要請を行って下さい。
- ② 3 次以下の再下請を含む施工体制については、事前に弊社の工事部門、購買部門にご相談下さい。

5. 下請取引の適正化

＜弊社の取組み＞

- ① 建設業法等関係令や建設業法令ガイドラインを遵守し、より一層の下請取引の適正化と改善を図ります。
- ② 支払手形については、手形サイト（120 日）の短縮化等の検討を進め、支払条件の改善に努めます。

<貴社への要請>

貴社およびその再下請負先におかれても、弊社の方針に従い、下請取引の適正化と改善を図って下さい。

6. 建設キャリアアップシステムの普及促進

<弊社の取組み>

- ① 日建連の「建設キャリアアップシステムの普及・推進に関する方策（ロードマップ）」に沿って、2023年度末までに全ての現場登録、事業者登録、技能者登録を完了することを目標とする「建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・推進に関する実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定し、これに基づきその普及・促進に努めます。
- ② 元請工事の現場においては、積極的に現場登録を進めます。
- ③ 協力会社に対し、建設キャリアアップシステムの周知・説明を行うとともに、事業者登録及び技能者登録の推進を要請します。

<貴社への要請>

- ① 弊社の実行計画を踏まえ、建設キャリアアップシステムの事業者登録及び技能者登録を進めて下さい。
- ② 再下請負先に対し、弊社の取組みと同様、事業者登録及び技能者登録の推進を要請して下さい。

7. 最後に

弊社は、取引先の皆様との相互コミュニケーション、対等なパートナーシップ、共存共栄の関係を基本に「働き方改革」の推進と「週休2日実現」に向けさらに努力いたしますので、引き続き皆様のご支援、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

謹白

<添付資料> 不動テトラ「週休二日実現アクションプログラム」